

# 必見！ 実地指導・監査の対応ポイントから学ぶ 法令遵守の管理体制

指定訪問介護事業所における必須知識

介護保険の指定事業所にとって介護保険制度を熟知しておくことはもっとも大切なことです。しかしながら、勉強する時間がない、法令は難しいからなどと理解が不十分なまま業務を行いがちです。報酬算定の誤り、法令の理解不足などが時には監査において多額の返戻につながることもあります。

この講座では法令通知の基礎的な理解から監査への対策、事業所の管理体制から優良な事業所作りへのポイントを具体的に学んでいきます。

## 研修内容

- ① わかりにくい法令通知等をわかりやすく解説
- ② 介護保険事業所への実地指導・監査とは
- ③ 他事業所との差別化を図るための事業所づくり
- ④ サ高住に併設されている訪問介護事業所の注意点

## 開催要領

1. 日 時 平成 30年 11月 13日 (火) 13:00 ~ 16:30
2. 対象者 訪問介護事業所の管理者・サービス提供責任者 等
3. 受講料(税込) 6,000 円【社福協会員の方は 3,000 円】
4. 定 員 50 名

※ 社福協会員の事業所にお勤めの方は会員価格で受講できます。

※ 新たに社福協会員への入会をご希望の方は、入会金 2,000 円のみ(年会費無料)で今回の講座からすぐに会員価格で受講することができます。

※ 社福協会員は、当協会主催のセミナー等を会員価格で受講できるほか、会報誌「季刊へるば！」を無料で購読できます。

裏面の受講申込書に必要事項をご記入の上、FAX にてお申し込み下さい。受講料の振込案内をお送りいたしますので、期日までにお振込をお願いします。受講後は修了証を交付します。

なお、キャンセルの場合は前日までにご連絡ください。ご連絡がない時は受講料のご返金はできませんのでご注意ください(※入会金はご返金いたしません)。

## 講 師 堀口 直孝氏 (シルバーケア・サービス豊住 顧問／経営コンサルタント)

訪問介護サービス事業者団体の管理者を経て、平成 14 年に株式会社ふれんどリーホームサービスを設立して独立。東京都千代田区を中心に訪問介護事業、居宅介護支援事業並びにコンサルティング事業を実施。平成 30 年 2 月より現職。事業者の立場から、自らの経験を踏まえての講演及び当協会のサービス提供責任者研修セミナーにおける個別相談は全国各地で好評を博している。

「介護ビジネスパワーアップマニュアル」(日経 BP 社)にて監査・指導の対処法を執筆。社福協の会報誌「季刊へるば！」にて困難事例解決のポイントを連載中。

## 会 場 社福協 3 F 研修室

《所在地》 東京都港区西新橋 1-5-11 第 11 東洋海事ビル 3F

《交通》 JR「新橋駅」徒歩約 7 分

都営地下鉄三田線「内幸町駅」徒歩約 2 分

地下鉄銀座線「虎ノ門駅」徒歩約 5 分

地下鉄千代田線「霞ヶ関駅」徒歩約 10 分



一般財団法人 医療経済研究・社会保険福祉協会 (略称: 社福協)

お申込・ 東京都港区西新橋 1-5-11 第 11 東洋海事ビル 4F

お問い合わせ 教育グループ TEL 03-3595-1555 FAX 03-3595-1559

<http://www.helba.jp/>

へるば で 検索



# 必見！実地指導・監査の対応ポイントから学ぶ法令遵守の管理体制

～ 指定訪問介護事業所における必須知識 ～

東京会場

## 受講申込書

一般財団法人 医療経済研究・社会保険福祉協会 行  
>>FAX 03-3595-1559

平成 年 月 日  
(N)

ご勤務先名		
受講者氏名	フリガナ	性別
		男・女
	日中連絡先 ( ) (自宅・勤務先・携帯)	
	E-Mail @	
送付先ご住所	<input type="checkbox"/> ご勤務先 <input type="checkbox"/> ご自宅 (ご希望にチェックして下さい)	
	〒 -	
	TEL ( ) FAX ( )	
社福協会員のご登録	登録済 ・ 未登録	

● 未登録の方は入会希望の有無をご記入ください (未記入の場合、事業所にて入会とさせていただきます)

社福協会員の入会希望	新たに社福協会員への入会をご希望の方は、入会金 2,000 円 (年会費無料) のみで、今回のセミナーからすぐに会員価格で受講できます。
有 (事業所) ・ 有 (個人) ・ 無	

【通信欄】	本件に係わる連絡者が受講者と異なる場合など、連絡事項がございましたら、下記にご記入下さい。

講座の種類	日程
「実地指導・監査の対応ポイントから学ぶ法令遵守の管理体制」(東京会場)	11/13 (火)

〔 ご記入いただきました個人情報はこのセミナーのために利用いたします。 また、今後、社福協の事業に関連する活動のために利用することがございます。 〕